

## 上田市空き家バンク利用者引越・改修費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家バンクの利用促進及び上田市への移住・定住を促進するため、転入又は転居に係る引越費用及び改修工事に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 空き家バンク 上田市空き家情報バンク制度実施要綱（平成27年告示第30号。以下「実施要綱」という。）に規定する空き家情報バンク制度

(2) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

(3) 改修工事 空き家を利用するために必要な改修を行う工事で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和22年法律第201号）その他の法令に違反しないもの

イ 上田市に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する事業者が行うもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 実施要綱第3条の規定により空き家バンクの利用登録をした者で、空き家バンクの登録物件を購入し、当該登録物件の住所に平成30年7月2日以降に転入又は転居した者であること。

(2) 本市又は前住所地の市町村民税（特別区民税を含む。）に滞納がないこと。

(3) 引越費用及び改修工事に要する費用について、他の公的制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがないこと。

(対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
1 引越費用のうち、次に掲げるもの (1) 引越業者又は運送業者へ支払った引越費用 (2) レンタカー料金(引越しに係る区間の有料道路利用料及び燃料費を含む。)	2分の1以内。ただし、20万円を限度とする。
2 改修工事に要した費用	

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上田市空き家バンク利用者引越・改修費用補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 市税の納税証明書(申請日の属する年の1月1日現在において本市に住所がない者は、前住所地での納税証明書)

(2) 実施要綱第7条第3項の規定により通知した上田市空き家情報バンク利用者登録完了通知書の写し

(3) 空き家バンク登録物件の売買契約書の写し

(4) 補助対象経費に係る見積書(内訳の明細があるものに限る。)の写し

(5) 改修工事の施工前の状態が分かる写真(改修工事を実施する場合に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象者の転入若しくは転居の日から起算して30日を経過した日又は申請日の属する年度末の日のいずれか早い日とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により提出された書類の記載内容について、調査をすることができる。

(着手の制限)

第6条 申請者は、規則第6条の規定による通知を受けた後に、引越し及び改修工事に着手するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業等が完了したときは、上田市空き家バンク利用者引越・改修費用補助金実績報告書兼交付請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入した空き家バンク登録物件に住所を定めた住民票の写し

(2) 費用の支払に係る領収書の写し

(3) 改修工事の施工後の状態及び空家の外観が分かる写真(改修工事を実施する場合に限る。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象者の転入若しくは転居の日から起算して30日を経過した日又は申請日の属する年度末の日のいずれか早い日とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

空き家バンク利用者引越・改修費用補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）上田市長

住所

氏名

印

電話番号

上田市空き家バンク利用者引越・改修費用補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 空き家バンクの利用者登録番号		
2 購入した空き家バンクの物件の登録番号 (URかULを丸で囲んでください。)		UR — UL
3 上記2の物件を購入した日（契約締結日）		年 月 日
4 事業内訳  ※ 補助申請する項目に記入してください。	引越予定日	年 月 日
	引越費用	引越業者又は運送業者の見積費用（A） 円
		レンタカー見積料金（B） 円
	改修費用	事業者の見積費用（C） 円
	(A+B+C) × 1/2 = (D)	円
5 補助申請額  ※ (D)と20万円を比較し、低い方を記入し、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。		円
6 確認  ※ 該当する項目にはレ点を記入してください。		<input type="checkbox"/> 私は、国、県及び市の制度による引越・改修費用補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの要綱に基づく補助を受けていません。
7 添付書類		<input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 上田市空き家情報バンク利用者登録完了通知書の写し <input type="checkbox"/> 空き家バンク登録物件の売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> 改修工事を実施する箇所の施工前の状態が分かる写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )

様式第2号（第7条関係）

空き家バンク利用者引越・改修費用補助金実績報告書兼交付請求書

年 月 日

（報告・請求先）上田市長

住所

氏名

印

電話番号

上田市空き家バンク利用者引越・改修費用補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 空き家バンクの利用者登録番号			
2 購入した空き家バンクの物件の登録番号 (URかULを丸で囲んでください)		UR — UL	
3 上記2の物件を購入した日（契約締結日）		年 月 日	
4 事業内訳 ※ 補助申請する項目に記入してください。 ※ 支払済の経費に限ります。	引越日	年 月 日	
	引越費用	引越業者又は運送業者へ支払った費用（A）	円
		レンタカー料金（B）	円
	改修費用	事業者へ支払った費用（C）	円
	(A+B+C) ×1/2 = (D)		円
5 交付請求額 ※ (D)と20万円を比較し、低い方を記入し、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。		円	
6 添付書類		<input type="checkbox"/> 住民票の写し（購入した空き家バンク登録物件に住所を定めたもの） <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 改修工事を実施した箇所の施工後の状態及び空家の外観が分かる写真 <input type="checkbox"/> 振込先の口座が確認できるもの（預金通帳又はキャッシュカード）の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）	
7 振込先口座情報		金融機関名	
		支店名	
		口座の種類	
		口座番号	
		口座名義人（カタカナ）	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の上田市空き家バンク利用者引越費用補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に行われた引越し及び改修工事について適用し、同日前に行われた引越し及び改修工事については、なお従前の例による。